

マイペイメント決済サービス利用規約

施行：2025年11月4日

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、マイペイメント決済サービスに係るPG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章及び第3章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章及び第3章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約、利用規約第3章、第1章の順に適用される。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 電子バーコード | スマートフォン等の通信端末の画面上に表示する二次元バーコード |
| (2) 代金収納事業者 | マイペイメント決済事業者が代金等収納業務に関する契約を締結しているコンビニエンスストア各社、ドラッグストア各社またはその他の事業者 |
| (3) 代金収納窓口 | 代金収納事業者の店舗窓口（代金収納事業者の直営店かエリアフランチャイズ加盟店であるかは問わない。） |
| (4) 顧客 | 甲から商品を購入又はサービス提供を受ける買主 |
| (5) マイペイメント | 電子バーコードを用いたマイペイメント決済事業者が提供する決済サービス |
| (6) マイペイメント決済事業者 | 本決済事業者のうち、代金収納事業者との間及びPGとの間で、それぞれマイペイメント決済に係る代理受領等に関する契約を締結している事業者 |
| (7) マイペイメント決済 | 甲が甲の顧客から支払いを受ける代金等について、甲の顧客がマイペイメントを利用して代金収納窓口において支払った場合に、マイペイメント決済事業者が当該代金等を代金収納事業者各社から收受した上で、代金等からマイペイメント決済事業者所定の手数料等を控除した残額をPGへ支払い、PGが甲を代理してこれを受領すること |
| (8) マイペイメント決済サービス | PGが提供するマイペイメント決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの |
| (9) 提供物 | マイペイメント決済サービスにおいてマイペイメント決済事業者がPGを通じて甲に提供する文書（払込票仕様書、バーコード仕様書、収納データ仕様書などの書類を含む。）、資料等その他一切の有体物及び無体物 |

(マイペイメント決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 マイペイメント決済サービスの内容は、利用規約第3章に定めるとおりとする。なお、当該請求データに基づく電子バーコードの作成業務はマイペイメント決済事業者の業務であり、PGの業務には含まれない。

2. 甲は、マイペイメント決済サービスの利用にあたって、前項第1号に基づきPG又はマイペイメント決済事業者から電子バーコードを取得するための情報の通知を受けた場合、当該情報又は当該情報を加工した情報をPG所定の方法で当該電子バーコードに係る甲の顧客に通知し、当該甲の顧客をして、PG又はマイペイメント決済事業者所定の方法により、代金等に関する電子バーコードを取得させるものとする。
3. 甲は、PG又はマイペイメント決済事業者からの要求があった場合、電子バーコードの使用を開始する前に、PG又はマイペイメント決済事業者所定の方法で電子バーコードの読み取りテストを行うものとする。
4. 甲におけるマイペイメント決済サービスに関する業務取扱の具体的運用については、PGからの提供物に従うものとする。

(マイペイメント決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲がマイペイメント決済サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書及びPG所定の資料、情報等をPGに提出した後、マイペイメント決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及びマイペイメント決済サービスの提供開始日の通知の双方をPGから受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、マイペイメント決済サービスは本サービスに追加される。甲は、通知された当該提供開始日以降、マイペイメント決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができるものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、本利用契約の成立後に甲がPGに対してマイペイメント決済サービスの利用をPG所定の方法によって申し込み、これを承諾する旨の通知及びマイペイメント決済サービスの提供開始日の通知の双方をPGから受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、マイペイメント決済サービスは本サービスに追加される。甲は、通知された当該提供開始日以降、マイペイメント決済サービスを利用することができるものとする。前項但書は、本項の場合に準用するものとする。

(マイペイメント決済サービスの利用の特価)

第5条 甲は、マイペイメント決済サービスの利用の特価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払い方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。また甲によるマイペイメント決済サービスの利用に関し、マイペイメント決済事業者の判断により別途料金が発生した場合、甲は当該別途料金をPGに支払う。

(電子受領証発行についての同意の取得及び発行権限の付与)

第6条 甲は、甲の顧客がマイペイメント決済サービスによる代金の支払いを選択した場合、PG又はマイペイメント決済事業者所定の方法により、マイペイメント決済事業者からマイペイメント決済事業者所定の電子受領証を取得した場合は民法

486 条に定める受取証書の交付を要しないことについて、当該甲の顧客から同意を取得するものとする。

2. 甲は、PG に対して、第 3 条第 1 項第 1 号に基づき甲のコンピュータ又は甲の顧客のコンピュータから PG 所定の方法によって PG に送信されたデータに係る代金の受領について、電子受領証の発行権限を付与するものとし、また、PG が、マイペイメント決済事業者に対して、かかる権限を再付与することを承諾する。なお、電子受領証の交付はマイペイメント決済事業者の業務であり、PG の業務に含まれない。
3. 前二項にかかわらず、甲が自ら又は第三者（PG 及びマイペイメント決済事業者を除く。）を利用して電子バーコードを甲の顧客のスマートフォン等の通信端末の画面上に表示させることにより通知する場合、当該表示については甲が責任を負担する。
4. 第 1 項及び第 2 項にかかわらず、甲が自ら又は第三者（PG 及びマイペイメント決済事業者を除く）を利用して電子バーコードを甲の顧客のスマートフォン等の画面上に表示させることにより通知する場合、PG 及びマイペイメント決済事業者は、甲の顧客に対して、民法 486 条に定める受取証書を交付し、又はこれに代わる電子受領証を取得させる責任を負わないものとする。この場合、甲は自己の責任において、当該甲の顧客に対して甲の名で民法 486 条に定める受取証書を交付し、又は民法 486 条に定める受取証書の交付を要しないことについて、当該甲の顧客から同意を取得する。
5. 甲が、甲の顧客から、当該甲の顧客に対して民法 486 条に定める受取証書の交付を要しないことについて同意を取得する場合、甲は、当該甲の顧客に対して、当該甲の顧客によるマイペイメント 決済サービスによる支払いの履歴を示すために必要な措置として、PG が承認する措置を講じるものとする。また、甲は、甲の顧客から、当該甲の顧客に対して民法 486 条に定める受取証書の交付を要しないことについて同意を取得した場合であっても、当該甲の顧客から求められた場合には、当該顧客に対して、自己の名で民法第 486 条に定める受取証書を交付するものとする。

（提供停止に関する特則）

第 7 条 本規約に定めるもののほか、甲は、甲の顧客の通信端末の画面上に電子バーコードが表示されない場合、甲の顧客の通信端末の破損等により電子バーコードを読み取ることができない場合、甲の顧客が現金以外での支払いを希望する場合等、マイペイメント決済事業者所定の事由により、マイペイメント決済サービスを利用できない場合があることを承諾する。

（免責に関する特則）

- 第 8 条 マイペイメント決済サービスに対する PG の責任は、甲及び買主が支障なくマイペイメント決済サービスを利用できるよう、最善の努力をもってマイペイメント決済サービスを運営することに限られるものとする。
2. 前項に定めるほか、PG は、甲がマイペイメントの利用又は利用不能により被った損害につき、一切責任を負わないものとする。
 3. PG は、甲のコンピュータ又は甲の顧客のコンピュータから PG 所定の方法によって送信された代金等の支払いに関する PG 所定のデータに基づいて、PG 又はマイペイメント決済事業者所定の方法により、当該代金等の支払いに係る電子バーコードを取得するために必要となる PG 所定の情報を通知するものとし、甲のコンピュータ又は甲の顧客のコンピュータから送信された代金等の支払いに関するデータの不備若しくは誤り等に起因するマイペイメントの不提供及び不具合に関しては、一切の責任を負わないものとする。
 4. マイペイメント決済サービスに対応するためのソフトウェアの不具合に関する PG の責任は、マイペイメント決済サービスを利用するために適切なソフトウェアを選定することに限られ、その設置、運用及び故障等の瑕疵については、PG は一切の責任を負担しない。

（甲の遵守事項）

- 第 9 条 甲はマイペイメント決済サービスの利用にあたり、本条各項に定めることを遵守しなければならない。
2. 甲がマイペイメント決済サービスの解約または内容の変更をする場合、解約等を希望する日の 2 か月以上前までに PG 所定の方法で PG に通知しなければならない。
 3. 甲はマイペイメント決済サービスを、甲自身の商品の代金等を買主に決済させるためだけに利用し、第三者の商品の決済またはその他の目的のために利用してはならない。
 4. 甲は以下の各号に該当する商品を顧客に販売または提供してはならない。
 - (1) 公序良俗に反しまたは反するおそれがあるもの
 - (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約またはその他関連法令の定め違反するもの
 - (3) 第三者の著作権・商標権等の知的財産権、肖像権等を侵害するもの
 - (4) その他 PG が不相当と判断したもの
 5. 甲は、顧客に対しマイペイメント決済サービスを利用できることを商品の販売または提供時に周知しなければならない。
 6. 甲は、顧客との契約で、顧客がマイペイメント決済で支払った代金の払戻しを含む問い合わせを PG およびマイペイメント決済事業者に行わないよう義務付け、遵守させなければならない。
 7. 甲は本規約第 4 条第 1 項の提供開始日以降、6 か月以内にマイペイメント決済サービスの利用を開始しなければならない。
 8. 甲が本利用契約（本規約に基づくマイペイメントサービス利用契約を含む）に違反し、PG に損害を与えた場合、当該違反により PG がマイペイメント決済事業者に支払う賠償金その他の金員を含む一切の PG の損害を賠償しなければならない。

（事後効）

第 10 条 本利用契約のうち、マイペイメント決済サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第 6 条第 2 項、第 8 条、第 9 条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

以上